携帯電話がもたらす弊害から子どもを守るために

－　これまでの審議から　－

平成１８年９月

バーチャル社会のもたらす弊害から
子どもを守る研究会

第１　はじめに

本研究会では、本年４月の研究会設置以降、仮想現実感のあるゲームやインターネット等デジタルメディアが創り出す新しい情報社会環境をバーチャル社会ととらえ、その情報化が子どもたちにもたらす弊害について考察してきた。とりわけ本研究会では、子どもと携帯電話についての審議を中心に精力的に検討を進めてきた。その過程では、有識者からヒアリングを行うとともに、関係省庁や事業者等からもヒアリングを行った。

各委員からは様々な意見が述べられているが、携帯電話が子どもにもたらす弊害やその対策の現状と問題点、今後の取組の強化に向けての方向性等について様々な点で認識が一致した。

今後、子どもを性の対象とする情報、ゲーム等、関連する課題について引き続き検討を重ねていく必要があるものの、子どもと携帯電話についての課題の重要性と緊急性を踏まえ、現在我々が取り組んでいる課題である、携帯電話がもたらす弊害とそれに対する取組についての考え方に関し、次のように取りまとめ、公表することとした。

なお、これまでの審議の詳細については、別途、警察庁のホームページで議事概要が公開されているので、そちらを御覧いただきたい[*1]。

---

*1　警察庁ホームページ（http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen29/Virtual.htm）に掲載されている。

第２　子どもと携帯電話についての検討の経緯

１　第１回（平成18年４月10日開催）

現在流通しているアニメ、漫画、ゲーム、ウェブサイト等の実態とこれらの情報が影響を及ぼしたとされる事件についての説明を受けた上で、バーチャル社会のもたらす弊害と子どもをめぐる現状について審議し、まず、携帯電話が子どもにもたらす弊害についての審議を進めることとした。

２　第２回（平成18年５月22日開催）

魚住絹代氏（大阪府教育委員会訪問指導アドバイザー）から携帯電話等に係る子どもの現状についての説明を受け、次に、柳沢治通氏（NTTドコモモバイル社会研究所副所長）・遊橋裕泰氏（NTTドコモモバイル社会研究所主任研究員）から携帯電話を取り巻く現状と子どもの安全対策についての説明を受けた。

その後、携帯インターネットのメディア特性と子どもたちへの影響、携帯電話が子どもにもたらす弊害について審議した。

３　第３回（平成18年６月28日開催）

出会い系サイト、家出サイト等に係る福祉犯[*2]の発生状況等の説明を受けた後、引き続き携帯電話が子どもにもたらす弊害についての審議を進めた。

その後、携帯電話と子どもの関係に係る対応方針と具体的実現方法等について審議した。

４　第４回（平成18年７月24日開催）

三浦修一氏（横浜国立大学教育人間科学部附属教育実践総合センター研究員）から学校における携帯電話と子どもの現状についての説明を受け、次に、総務省、携帯電話会社(NTTドコモ、KDDI、ボーダフォン）から携帯電話のフィルタリング[*3]についての取組状況に関する説明を聴取した後、フィルタリングの現状と問題点等について審議した。

５　第５回（平成18年９月７日開催）

ネットスター株式会社から携帯電話のフィルタリングの仕組みについて説明を聴取した後、これまでの携帯電話と子どもに関する審議について整理した。

---

*2　「福祉犯」とは、児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え少年の福祉を害する犯罪のことをいう。

*3　インターネットのウェブサイトのうち、特定の条件（例えば「わいせつな情報」という条件）が合致するページや特定の条件（例えば「児童を対象とした健全なサイト」という条件）に合致しないページの閲覧を遮断するソフト・サービス。

第３　携帯電話が子どもにもたらす弊害

１　携帯電話というメディアの持つ特性

インターネットは、個人の情報収集力やコミュニケーション能力を向上させ、目的実現の行動を最適化、効率化させる特性を有している。最近では、携帯電話により、いつでもどこでもインターネットの個人的な利用が可能となっている。

しかしながら、インターネット上には、わいせつな情報、暴力的な情報、犯罪に巻き込む情報など様々な違法・有害情報[*4]を提供するサイトが存在する。

多忙な現代社会の保護者にとっては、子どもが携帯電話を持っていれば、居場所を確認したり緊急な連絡に便利である一方、いつでもどこでもインターネット上の情報に直接的に接することができるため、保護者や教員の知らない間に、子どもが直接、違法・有害情報にさらされる状況になっている。その結果、例えば、出会い系サイトの利用などにより、見知らぬ人物と直接つながり、実際に犯罪に巻き込まれる例や非行・犯罪を犯す例も相次いでいる。

２　携帯電話が子どもにもたらす弊害

（１）子どもが違法・有害情報にさらされていること

（違法・有害情報の例）

- 子どもの裸体、子どもの性行為の画像
- 覚せい剤、睡眠薬等の販売に関する情報
- 殺人の手口や爆弾のつくり方、薬物・毒物の入手方法などに関する情報
- 自殺の方法に関する情報や、自殺の仲間を募る情報
- 家出を促す情報
- 殺人現場、死体などの残虐な映像
- 出会い系サイトなど子どもを犯罪に巻き込む情報

＜違法・有害情報を掲載したサイトの具体例＞

- 女性を監禁・緊縛し、屈辱的な性行為を強いる状況や、子どもに性行為を強いる状況等のサンプル動画を配信し、アダルトＤＶＤ等の購入者を募るサイト
- ひったくり、架空請求等の違法行為の共犯者を募集する書き込みが繰り返されるサイト
- 駐車違反の反則金の支払を免れる方法を紹介しているサイト
- 実際に人間の首が切断されるシーンの動画や多数の人を殺した者の人生と殺人の手口を紹介したサイト
- 知人の自殺を美化したり、「自分は自殺したいけれども、仲間はいませんか」と自殺仲間を募る、自殺志願者用のサイト

---

*4　「違法情報」とは、児童ポルノ画像、覚せい剤の販売に関する情報等の情報自体が違法であるものをいう。「有害情報」とは、本報告書では、違法情報には該当しないが、子どもの健全育成上有害と見られる情報のことをいう。

・家出中の宿泊地、生活費の確保等のノウハウ、家出少女の受入体験談、女の子に家出を誘う書き込み等が繰り返される掲示板を掲載するサイト

＜アダルトDVDの販売サイト＞

＜家出サイト＞

＜闇の職業安定所＞

（２）子どもが非行・犯罪を犯したり、犯罪に巻き込まれる危険性が高まっていること

ア　違法・有害情報により子どもが重大な影響を受ける危険性

携帯電話により、子どもが違法・有害情報に接することが容易になるとともに、不特定の人と容易に結びつくことが可能となっている。その結果、子ども自身が重大な影響を受け、逸脱行動や犯罪に走る契機となることが懸念される。

＜逸脱行動の例＞

・男子は、「皆やっている」、「被害者も喜んでいる」等性暴力を肯定する描写に触れた場合、性衝動を性暴力として行動化していくこと。
・子どもたちが、家出サイトに掲載されている家出の体験談などをきっかけに家出をしたり、非行少年との危険な交友関係を発展させること。
・子どもたちが、自殺の方法に関するサイトなどをきっかけにオーバードーズ（薬の過剰摂取）、リストカット等の危険な行為に走ること。
・誰もが援助交際をやっているという情報や避妊等に関する誤った情報が子どもたちの中で広がるとともに、現実の情報であると錯覚して模倣する子どもも出てくること。

イ　出会い系サイトなどを通じて子どもが福祉犯被害に巻き込まれるおそれ

上記アのように、携帯電話を通じて得られる情報によって子ども自身が重大な影響を受ける危険性があるだけでなく、子どもを対象とする犯罪を大人が携帯電話を介して仕掛けることにより、子どもが児童買春や児童ポルノ製造等の深刻な被害に遭っている状況がある。

実際、出会い系サイトに関連した犯罪の検挙件数は平成17年で1,581件あり、うち96%が携帯電話絡みである。これによって殺人、強姦、児童買春、児童ポルノ、淫行等の被害に遭った18歳未満の子どもは1,061人に上っている。本年上半期の出会い系サイトに関連した犯罪の検挙件数は909件（前年同期比28.0%増）、被害に遭った子どもは610人（同22.7%増）となっており、大幅に増加している状況にある。

いわゆる出会い系サイト規制法により18歳未満の子どもによる出会い系サイトの利用防止対策がとられているが、利用の際の年齢確認は基本的に自主申告

であるため、子どもが18歳以上と偽って簡単に利用できる状況にある。また、迷惑メールの80%が出会い系サイトの宣伝であり（総務省資料「通信・放送の現状」平成18年１月20日）、子どもが興味半分でアクセスする危険性も高い。このほか、ゲーム、掲示板、チャット等出会い系サイト以外のものも、見知らぬ人との出会いの機会を提供している。

＜出会い系サイト等を通じた成人男性との接触による弊害例＞

・15歳の女子は、遊ぶ金が欲しかったことや、売春客とトラブルが発生してもバックがいるので安心だと思ったことから援助交際を敢行しているグループに参加した。同グループでは大学生の男が出会い系サイトに援助交際を誘引する書き込みを掲示する方法で多数の売春客を募るとともに、各人の分け前を増やそうとしたため、同女は1ヶ月の間に約80人の者との売春を強いられた。

・15歳の女子は、小遣い稼ぎのため、モデル求人サイト中の「ビデオや写真を撮らせてお金を稼いでみませんか」との書き込みにメールを送り、３時間３万円で性行為の撮影を許してしまった。ビデオは個人で楽しむだけとのことであったが、買春被疑者はアダルトビデオの制作販売業者であり、わいせつ画像のマスターテープは１本50万円で売買されていた。

・15歳の女子は、携帯電話のサイトに「東京で一人暮らしを考えている子、興味があったら返事くれ。住むところは大丈夫」との書き込みを発見し、仕事をしながら一人暮らしができると思い、上京した。同女はロリコン専門デリヘルで稼動することとなり、約１ヶ月の間に約150人との売春を強いられた。

ウ　子どもの携帯電話の悪用による被害の深刻化

子どもが携帯電話を安易に用いることにより、相手の気持ちを考えずに誹謗中傷等をメールで仲間内に瞬時に配信して相手を深く傷つけたり、トラブルを起こしたりすることがある。また、子どもたちが他の子どもに暴行し、その状況を携帯電話のカメラで撮影してメールで配信した事例に見られるように、携帯電話によって被害画像が瞬時に配信され、被害が拡大・深刻化することがある。

（３）子どもの成長にとって好ましくない結果が生じることが懸念されること

携帯電話は、いつでもどこでも利用できるため、使い過ぎの弊害がある。特に、メールのやり取りが延々と続くなど過度にのめり込む結果、携帯電話に振り回される「メール依存」の状態に陥ることもある。これらにより、子どもの成長にとって好ましくない結果が生じることが懸念されている。

（懸念される子どもの行動例）

- 食事中や懇談中にも携帯電話を利用し続ける。
- 携帯電話がないと落ち着かない、携帯電話を抱いて寝る、携帯電話がとめられた途端にパニックになる。
- 携帯電話の利用に過度に時間がとられた場合、睡眠時間が減るなど生活が不規則になるほか、戸外での遊びや友達と直接会話をすることなど多様な活動を行わなくなる。
- メールによりすぐ連絡がとれるため、人との連絡において即応を求める。
- 些細なことで友達関係を解消するなど、人間関係において短絡的な思考を行う。
- 校則で携帯電話の持ち込みが禁止されていても持ち込む。見付かっても黙認されることもあり、携帯電話を持っていない子どもや持ってこない子どもが不公平感や不満を募らせる。

第４　子どもの携帯電話の利用状況

１　子どもの携帯電話の保有状況

NTTドコモモバイル社会研究所が平成17年３月に実施した調査によると、小学生では携帯電話の保有率が24.1%であるが、「持っていないが、欲しい」を加えると77.7%となっている。中学生は66.7%が保有しており、「持っていないが、欲しい」を加えると95.2%となる。高校生は保有率が96.0%にも上る。

また、同調査によれば、携帯電話を購入した理由について、中学・高校生の保護者は「緊急連絡用」、「子どもの居場所確認」、「家族コミュニケーション」を上位に挙げているが、中学・高校生は「友達が使っている」、「塾や習い事」、「進学・進級祝い」を上位に挙げており、保護者と子どもの意識の間で大きな乖離が見られる。

２　インターネットの利用状況

社団法人日本PTA全国協議会が平成17年11月から12月に実施した調査によると、携帯電話やPHSを所有する小学生の半数以上、中学生の４分の３以上はインターネット接続機能が付いているものを所有していると回答している。

そして、NTTドコモモバイル社会研究所の「平成17年度子ども向けモバイル利用調査」によると、携帯電話を持っている中学生の約６割、高校生の約８割が携帯電話を利用して「サイトでいろいろな情報を見る」と回答している。

さらに、17年11月の警察庁の調査によると、中学・高校生の25.1%（高校生男子は49.4%）が携帯電話やパソコンでインターネット上のわいせつな画像を、13.9%（高校生男子は24.7%）が残虐な画像を、4.6%が自殺を誘うようなホームページを見たことがあると回答しており、また、2.6%が出会い系サイトを利用したことがあると回答している。

一方、警察庁の上記調査によると、携帯電話やパソコンからインターネットを使っている子どもの62.1%が家庭での「ルールは何も決めていない」と回答し、保護者の49.2%が「何もせず、自由に使わせている」と回答している。

また、NTTドコモモバイル社会研究所の上記調査によると、保護者が子どもの携帯電話利用をサポートするに当たっての障害について、保護者の61%が「親よりも子どもの方が携帯電話についてよく知っているためサポートできない」、45%が「サポートに必要な情報が不足している」、31%が「サポートに際しての指導の仕方が分からない」と答えている。

３　フィルタリングの利用状況

平成18年２月に総務省が実施した電気通信サービスモニターに対するアンケート調査結果によると、「携帯電話を持っているが、（フィルタリングを）利用していない」が83.2%に上る一方、「利用している」は2.1%に止まっている。その背景として、携帯電話会社が提供するフィルタリングの認知については「よく知っている」が7.1%、「聞いたことはある」が36.7%となっており、知らない者が56.2%に上っていることから、フィルタリングについての十分な情報が提供

されておらず、認知されていないことも一つの要因として考えられる。
　なお、審議の過程で、携帯電話会社各社にフィルタリングの利用率等を求めたが、各社とも「公表していない」という回答で、明らかにはされなかった。

第５　携帯電話がもたらす弊害への対策の現状と課題

１　携帯電話がもたらす弊害への対策の現状

携帯電話がもたらす弊害から子どもを守るためには、子ども、保護者とともに学校、地域等の関係者がその危険性について十分認識することが重要であり、子どもにインターネット接続機能付の携帯電話を持たせる場合は、特に、フィルタリングの利用が重要であると考えられる。現在、例えば次のような取組が行われている。

学校教育における情報活用能力・情報モラルの育成	学校教育では、学習指導要領に基づき情報教育を行う中で情報モラル（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度）を育成【小中高等学校全ての段階で、各教科等の指導に当たってコンピュータやインターネット等を活用する際に、併せて情報モラルの観点に配慮。必修である中学校（「技術・家庭科」の「情報とコンピュータ」）及び高等学校（普通教科「情報」）において情報モラルの育成を教育内容として位置付け】。なお、文部科学省では、教員が情報モラル等について適切な指導を行うことができるよう、効果的な指導体系の導出や、具体事例によって指導内容・対応方法等を解説したガイドブックの作成、普及啓発のためのフォーラムを開催。
非行防止教室等	学校と警察は、非行防止教室や情報セキュリティに関する講習等において、インターネットを利用する際の被害防止対策やマナー、フィルタリングの利用等についての指導を実施。
地域での取組の推進	文部科学省は、地域の実情に即した推進体制を整備し、子どもと保護者を対象とした情報活用能力の育成及び啓発活動を行うモデル事業を平成16年度から実施。群馬県では県庁、NPO等からなる実行委員会を立ち上げて市民インストラクターを養成し、県内全域の保護者等への啓発活動を実施。同取組は茨城県、鳥取県でも進められている。
保護者・教員に対する啓発活動	総務省、文部科学省、電気通信事業者等が連携・協力して組織したe-ネットキャラバン連絡協議会が主催する「e-ネットキャラバン」では、保護者及び教職員向けにインターネットの安心・安全利用に向けた啓発を行うガイダンス（出前講座）を年間1,000講座を目標に実施中（平成18年８月25日現在で178講座を修了）。
意識啓発のためのフォーラム等の開催	関係省庁・団体等では、「次の世代を支える子どもに伝えたいこと」（平成17年11月　全国少年補導員協会、社会安全研究財団）、「子どもとケータイ、インターネットフォーラム」（18年３月　文部科学省）等を開催。
啓発リーフレットの作成	文部科学省は、携帯電話の利用に際しての留意点等を盛り込んだ小学校６年生向けの啓発リーフレットを作成・配布予定。
保護者に対する広報啓発活動の実施	文部科学省は、子どもを持つ全国の親に配布している「家庭教育手帳」の小学生（低学年～中学年）編と小学生(高学年）～中学生編において、携帯電話の持つ危険性やフィルタリングの効用等について記述。

教育番組の放送	関係省庁・団体等では、「ケータイ・ネット社会の落とし穴」(NHKエンタープライズ)等の各種教育番組を作成・放送。
条例の制定	東京都は、青少年保護育成条例において、インターネット事業者は利用者と契約を行う際に青少年にフィルタリングを利用したサービスを提供していることを告知し、利用の勧奨等に努めること、保護者等は青少年にフィルタリングを利用させるよう努めること等を規定。平成18年９月現在、東京都のほか22府県の条例でも同様に規定。
機能の向上したフィルタリングの提供	携帯電話会社各社は、平成17年７月から順次、従来よりも機能の向上したフィルタリングサービスの提供を開始。
業界団体によるアクションプランの策定	関係業界団体は平成18年３月、フィルタリングの認知率を翌年３月までに70%に高めることを目標とし、そのために各団体による普及啓発の取組強化月間の設定等の方策を掲げるアクションプランを策定。電気通信事業者協会では、アクションプランの実現に向け、18年７月にフィルタリングサービス共同PRキャンペーンを実施。

２　課題

これらの取組はまだ緒に付いたばかりであり、統一的・系統的に実施されておらず、全体としては子ども、保護者、学校等が携帯電話の危険性についての認識を十分に共有しているとは思われない状況にある。

その結果、保護者、学校等の各取組主体に次のような問題が生じており、危険性の認識共有化に向けた取組を格段に強化し、これらの問題を克服することが急務であると考えられる。

なお、フィルタリングについては「子どもはフィルタリングを利用するべき」との明確なメッセージが子どもや保護者に十分伝えられていないことと、フィルタリングはどの「子ども」が利用するべきかの考え方が示されていないことが共通の課題になっているものと考えられる。

（１）　保護者

○　子どもに携帯電話のもたらす危険性をしっかり教えていない保護者が多いこと

○　携帯電話の危険性について十分認識しないまま子どもに携帯電話を持たせている保護者が多いこと

○　子どもの利用する携帯電話のインターネット接続機能について、必要性等を検討しないまま付けていることが多いこと

○　フィルタリング利用の必要性や方法について知らない保護者が多いこと

○　子どもの携帯電話の利用方法についてのルールづくりや利用状況のチェックをしていない保護者が多いこと

（２）　学校

○　学校に携帯電話を持ち込ませていいのか、持ち込みを認める場合はど

のようなことに気を付けなければならないのか等についての統一的な指針が示されていないこと

○　実際に携帯電話を持ち込んだ場合の対応についても、学校や教員に任されていること

○　携帯電話の危険性や使用する場合の注意点について、教員の知識が十分でないこと

○　学校での学習等において、携帯電話がもたらす危険性の認識を深めるために何をどのように教えるのかについての各年齢期に応じた体系的なプログラムや教材が不足していること

（３）　地域

○　石川県野々市町、群馬県、茨城県のように一部の地域では住民、学校、警察、地方公共団体、PTA、町内会等によって各種講習会、キャンペーン等が実施されているものの、全国的に見れば未だ少数であること

（４）　携帯電話会社、販売店、代理店

○　携帯電話が子どもにもたらす危険性に対し、携帯電話会社等の側で「子どもを守る」という観点からの取組方針が確立されていないこと

○　子どもが利用する携帯電話について契約を結ぶ際に、大半の携帯電話販売店、代理店では、携帯電話のもたらす危険性やフィルタリングの機能等について十分な説明をしておらず、フィルタリングの利用の推奨もしていないこと[*5]（子ども用に規格された携帯電話であっても、フィルタリングが設定されないまま販売されるケースもある）

○　契約書や保護者の同意書の中にはフィルタリング利用の申込み欄が設けられているものもあるが、フィルタリングの利用申込みの可否を利用者の判断に委ねていることから、契約時においてフィルタリングについて十分な知識を有さない保護者などがフィルタリング機能を付さない状況が見られること

（５）　サイト管理者等

○　違法・有害情報を掲載しているサイト管理者が多数存在し、また、そのような状況に対し、プロバイダ等が十分な対策を講じることができていないこと[*6]

---

*5　東京都が平成18年２～３月に家電量販店、携帯電話機器販売専門店に対して実施した調査（有効回答数247、回答率14.6%)によると、青少年がコンピュータや携帯電話等を購入する際、フィルタリングを告知・勧奨し、提供していると回答した店舗は31.3%、逆に「告知・勧奨」と「提供」のいずれもしていない店舗が46.9%に上っている。

*6　この点については、今後、少年を性の対象とする情報についての弊害等を検討する際に引き続き検討を進めていくことを予定している。

第６　取組の強化に向けて

これまで述べてきたように、子どもたちは、携帯電話を通じて違法・有害情報にさらされ、危険に直面させられている。こうした状況を踏まえ、警察ではサイバーパトロールを通じた取締りを行うとともに、関係機関と連携して国民への広報啓発活動に努めているほか、警察庁においては、平成18年６月からインターネット上の「ホットライン[*7]」の運用を開始したところである。しかしながら、こうした警察における取組のみでは限界があることから、保護者、学校、事業者を始め社会全体で対策を進めることが不可欠であるが、現在の社会全体における取組は極めて不十分なものと言わざるを得ない。このような状況は、子どもが危険な状況にさらされていることを社会全体で放置し、黙認していることに等しいと言っても過言ではない。

児童の権利に関する条約では、児童に関する全ての措置をとるに当たっては「児童の最善の利益が主として考慮される」ことが規定されており（第３条第１項）、第17条では、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることが求められている。

また、違法・有害情報を見たくない子どももたくさんいるのであり、そのような子どもの権利が守られているのかは疑問である。

さらに、我が国では46都道府県の青少年保護育成条例等で有害図書等の指定が進められ、インターネットの情報についても23都府県で有害情報対策について規定されているが、現下の状況は、地方議会、審議会等での様々な議論を経て条例を制定した自治体の取組を無にするものであると言わざるを得ない。

現状の施策を是認し、このまま事態の推移に任せるだけでは、問題の解決はおぼつかない状況であり、抜本的な対応が求められる。本研究会では緊急に特別な対策が必要であるとの考え方に立ち、次の４つの方向性について検討を進めた。

① 携帯電話が子どもにもたらす弊害、被害の防止に関する教育、意識啓発
② 子どもが利用するのにふさわしい携帯電話しか持たせない仕組みの構築（利用者側の措置）
③ 子どもに見せたくない情報を携帯電話に流させないようにする仕組みの構築（発信者側の措置）
④ 子どもに携帯電話を持たせない仕組みの構築

そして、携帯電話が子どもにもたらす危険性を十分認識した上で、既に第３で整理した対策の課題を克服するため、次のような方向性で緊急に対策をとることが必要であるということについて、概ね意見の一致を見た。

---

*7　インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付け、違法情報については警察に通報するとともにプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して削除を依頼し、有害情報についてはプロバイダ等に対して利用者との契約約款等に基づく削除等を依頼する仕組み。警察庁が（財）インターネット協会にホットライン運用に関する業務を委託し、運用している。

（１）子どもに携帯電話を持たせるかどうか、持たせるとしても、どのような機能の付いたものを持たせるかについて、保護者、学校等の議論を喚起し、社会的なコンセンサスづくりを早急に進める必要がある。

① 携帯電話が子どもに与える悪影響について社会全体の共通認識が確立されておらず、保護者、学校等の関係者がバラバラに現状について懸念している状況に止まっており、社会全体として成熟した議論がなされていない。そのため、子どもと携帯電話についての議論を巻き起こし、社会的なコンセンサスづくりを進める必要がある。その際、学校、家庭・PTAの役割・責任の在り方についても整理が必要である。

② 特に、子どもが携帯電話を持つことについてどう考えるべきか、持つとしてもどのような機能が必要で、どのような機能は不要、あるいは有害なのかについて、国やPTAなどが率先して保護者、学校等の関心を高め、議論を喚起することが重要である。

その際、子どもに持たせる携帯電話にインターネットへの接続機能が必要かどうか、インターネットへの接続機能のある携帯電話を持たせる場合はフィルタリングを活用し、アクセスできるサイトについて制限をかける必要があるかも含めて議論されるべきである。

③ 各学校でも、保護者と学び合いながら、学校への持込や学校での使用の在り方についてルールを定めるとともに、しっかりとルールを運用することが重要である。

その際、携帯電話やインターネットの持つ危険性も十分に踏まえた上でルールをつくるとともに、子どもたちに十分説明して理解させることが重要である。また、定めたルールについては、子どもが不公平感・不公正感を抱かないよう、きちんと守っていくことも必要である。

④ 各家庭でも、子どもが携帯電話を持つ場合には、携帯電話の持つ危険性の認識を踏まえつつ、使い方などについて明確なルールを定めておくことが必要である。

その際、食事中や懇談中、深夜には使用しないこと、一定の金額以上は使わないことなどについて話し合い、具体的なルールを定めておくことが必要である。

⑤ 地方公共団体では、平成18年９月１日現在23都府県の条例でインターネット上の有害情報対策に関する努力義務規定が設けられている。これは一つの対策の在り方であり、各都道府県で検討されるべき取組であると考えられる。今後、様々な立場にある関係者が十分議論し、意思疎通を図り、コンセンサスを形成し、そして、このような取組がさらに広がっていくことが期待される。

（２）子どもと携帯電話の関係についての社会的コンセンサスを背景として、携帯電話がもたらす危険性や子どもに安全な携帯電話を持たせることの必要性等について子どもや保護者の間での理解が深まるよう、取組を広範・緊急に進めるべきである。

① 学校においては、携帯電話がもたらす危険性を子どもが十分認識できるよう、情報モラル教育を充実させるとともに、非行防止教室を年間指導計画に位置付けるなど、より体系的な取組を推進していくべきである。

② 警察においても、学校と連携しつつ、非行防止教室等の啓発活動を積極的に実施すること、そのための指導方法、教材等を充実・強化して格段に効果的な活動を行うべきである。

③ また、地域においても、子どもと携帯電話の在り方についての議論の活性化をこれまで以上に図ることが必要である。（なお、その際、石川県野々市町における“ののいちっ子を育てる”町民会議による「子どもたち（小・中学生）に携帯電話を持たさない」運動、群馬県における市民インストラクターの育成、「e-ネットキャラバン」による地域と事業者等が連携した啓発活動等の取組状況などが参考になるものと考えられる。）

（３）携帯電話会社等に対し、「子どもを守る」という取組方針の下、子どもに携帯電話を提供する際には子どもが違法・有害情報に触れないものを提供するなど、対策の格段の強化を求めていくべきである。

① 大手量販店も含め、携帯電話会社、販売店、代理店では、「子どもを守る」という観点からの取組方針を確立することが、まず求められる。その上で、携帯電話の販売時に利用者の年齢を確認し、子どもに携帯電話を提供する際には、インターネット接続機能を有しないものや、フィルタリングを設定した状態で販売することを基本とすべきである。

② 子どもにインターネット接続機能を有する携帯電話を販売する場合、フィルタリングを利用しない場合の危険性やフィルタリングの有効性について具体的かつ十分に説明することが必要である。そして、フィルタリングの利用を望まない場合には、フィルタリングを設定しないことについての保護者の同意をしっかり確認することが必要である。

③ また、携帯電話会社は、既にフィルタリングを利用せずに携帯電話を所持している子どもやその保護者に対しても、フィルタリングを利用する必

要性についてきちんと説明し、フィルタリングを利用するよう求めていくべきである。

④　さらに、フィルタリングの利用者数や利用率については、随時公表し、取組の進捗状況を明らかにすべきである。

バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会　委員等

（敬称略、五十音順）

［委員］

相原　佳子	弁護士
姉崎　昭義	社団法人日本ＰＴＡ全国協議会平成17年度環境対策委員会副委員長
池田　佳隆	社団法人日本青年会議所会頭
江川　紹子	ジャーナリスト
岡田　尊司	京都医療少年院精神科医
玄田　有史	東京大学社会科学研究所助教授（労働経済学）
坂元　　章	お茶の水女子大学文教育学部教授（社会心理学）
下田　博次	群馬大学社会情報学部大学院教授（情報メディア論）（副座長）
藤岡　淳子	大阪大学大学院人間科学研究科教授（非行臨床心理学）
藤川　大祐	千葉大学教育学部助教授（教育方法学）
前田　雅英	首都大学東京都市教養学部長（刑法、刑事訴訟法）（座長）
義家　弘介	横浜市教育委員会教育委員
素川　富司	文部科学省スポーツ・青少年局長（平成18年7月10日まで）
樋口　修資	文部科学省スポーツ・青少年局長（平成18年7月11日から）
竹花　　豊	警察庁生活安全局長
小林　寿一	科学警察研究所犯罪行動科学部少年研究室長

［オブザーバー］

田代　裕昭	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官
有松　正洋	文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長（平成18年7月31日まで）
安間　敏雄	文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長（平成18年8月1日から）